

ソフトウェア使用許諾契約（除染版）

重要：以下の使用許諾契約内容を必ず最初にお読みください。

㈱システムイン国際は、お客様が本使用許諾契約に含まれるすべての条件、およびこれに含まれる付随または特殊な使用許諾条件（以下「本契約」）に同意した場合に限り、付属のソフトウェアの使用権を許諾します。

お客様がソフトウェアを使用した場合も、本契約に含まれる使用条件に拘束されることに同意したものとみなされます。このコンピュータ・プログラムまたは付随するドキュメントをコピーすることは、この使用許諾契約で許可されている場合を除いて、該当する国の法律の規定に従い著作権の侵害とみなされます。㈱システムイン国際の許可なくこのコンピュータ・プログラムをコピーした場合は、法律に違反することになります。その場合は㈱システムイン国際に対して損害賠償責任を負い、刑罰が科されることがあります。

1. 使用権の許諾範囲

株式会社システムイン国際（以下「弊社」）は、お客様に対して、この使用許諾契約（以下「本契約」）の条件に基づき、このCalstudio除染版（以下「本ソフトウェア」）、付属資料（以下「ドキュメント」）をお客様が所有するかお客様の管理下にある装置で使用する、非独占的で譲渡不能な使用権を許諾します。本契約は、単独のユーザが本ソフトウェアを同時に1ヶ所にある1台のコンピュータで使用することを許諾するものです。

2. 制限事項

お客様が以下を行うことを禁止します。

- (1) この使用許諾契約で許可されている場合を除き、本ソフトウェアまたはドキュメントをコピーすること。
- (2) 本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。
- (3) 弊社の事前の書面による同意なしに、本ソフトウェア、ドキュメント、または本契約によって認められた権利の全部または一部を他の者に配布、貸与、貸与、リース、販売またはサブライセンスしたり、その他の方法により譲渡したりすること。
- (4) 本ソフトウェアまたはドキュメントから財産権の表示、ラベルまたはマークを除去、変更または隠蔽すること。
- (5) いかなる目的でも、本ソフトウェアまたはドキュメントを変更、翻訳、翻案または改造したり、本ソフトウェアまたはドキュメントに基づく派生物を作成したりすること。
- (6) 本ソフトウェアに関連して、弊社が使用しているコピー・プロテクションのいずれかの形式を回避または除去する装置、デバイス、ソフトウェアその他の手段を使用すること。
- (7) 本ソフトウェアに含まれている、表示されないか、またはグレー表示されて使用できない機能にアクセスしたり、アクセスを試みたりすること。

3. 著作権

本ソフトウェア、ドキュメントおよび付属資料、ならびにお客様が作成したそれらのコピーに関する権限および著作権は弊社に帰属し、弊社から使用が許諾または再許諾されるものです。本ソフトウェアやドキュメントを無許可でコピーしたり、上記の制限に違反したりした場合は、この使用許諾契約は自動的に終了するものとします。

4. 免責・責任制限

いかなる場合であっても、本ソフトウェアまたはドキュメントの使用または使用不能によって生じた、データの損失、逸失利益、修復コスト、その他特別損害、付随的損害、派生的損害、間接的損害などを含むあらゆる種類の損失や損害について、その原因や責任法理の如何を問わず、弊社は一切の責任を負いません。この責任制限は、弊社または弊社の販売店がかかる損失または損害の可能性を知らされていた場合にも適用されます。

弊社は、本ソフトウェアの紛失または盗難について一切の責任を負いません。特に、弊社は紛失または盗難にあった本ソフトウェアを交換する義務を負うものではありません。

5. ソフトウェアのサポート

弊社は本ソフトウェアのアップデート版の提供、本ソフトウェアに関する導入法、運用法等へのサポート、及び、障害や不具合等への対策を行う義務を負いません。ただし、当社の判断により、本ソフトウェアのアップデート版、または、本ソフトウェアのアップデート情報等を使用者に提供する場合があります。その場合、本ソフトウェアのアップデート版についてもこの使用許諾契約が適用されます。

6. 一般条件

(a) この使用許諾契約は、契約したお客様が破産するか、和議、会社更生、清算等を開始した場合には、さらに弊社による通知や措置なくして終了します。

(b) 本契約は、物品の売買契約に関する国連条約の適用対象外とします。本契約は、抵触法の原理に関わりなく、日本法に準拠するものとします。本契約は弊社とお客様との間の完全な契約であり、本ソフトウェアおよびドキュメントに関するその他の連絡事項や広告に代替するものです。ご質問については、弊社公認の販売取扱店または以下に質問状を送付願います。

(c) 〒723-0051広島県三原市宮浦5丁目1番9号 株式会社システムイン国際 コールセンター

(d) この使用許諾契約条件のいずれかの規定が無効または強制できないとされる場合でも、それ以外の条件はそのまま有効となります。その場合、当事者は、無効または強制不能とされた条件の効果に可能な限り類似しそれ自体は無効または強制不能ではない義務によって拘束されます。